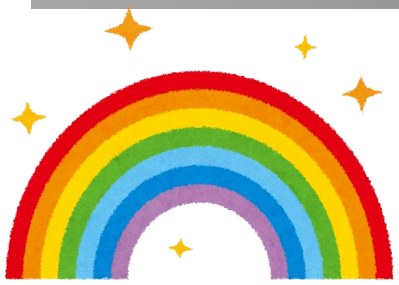
社会福祉法人 大田区社会福祉協議会





令和３年度
地域福祉活動団体支援事業
ご案内

《募集期間：令和３年３月15日(月)～4月23日(金)》

※「つどいの場」保険を４月からの適用を希望する団体は３月末（必着）までに申請書類をご提出ください。

本事業は、大田区内において地域福祉活動を行う団体と社協が連携協働して、地域共生社会の実現に向けた活動を、安定的かつ持続的に推進することを目的とします。
また、**「歳末たすけあい・地域ふれあい募金」を原資**とし、地域住民が本事業の成果を通じて、共同募金活動への理解と共感を高めていくことができるよう取り組みます。



1　対象となる団体

本事業は、福祉サービスを必要とする地域住民の地域生活課題の解決に向けて、原則として年間を通じて活動しており、かつ、次の各号についてすべて満たす団体を対象とします。

（１）　規程、要綱及び社協が定める他の規程等を遵守することに同意していること。
（２）　東京都暴力団排除条例（平成２３年都条例第５４号）に規定する暴力団と関係がある団体又はそのおそれがある団体ではないこと。
（３）　個人情報に関する部分を除き、社協への照会等に対して活動団体として情報開示することに同意していること。

2　対象とならない団体

（１）　社協から、本事業に申請した内容で、別に助成金を受けているとき。
（２）　本事業に申請した内容が、政治、宗教又は営利を目的としているとき。
（３）　主たる活動者が１名であるとき。
（４）　前各号のほか、本事業の趣旨に合致しないと認められるとき。

3 申込方法

新規団体およびトライアル助成に関しては、**当社協窓口に申請書類をご提出ください。**

提出日時については、**電話で事前に予約してください。**

昨年からの継続団体に関しては、**今年度に限り郵送での受付を行います。**

4 助成の種類および助成金額等

種　類	地域福祉活動団体支援事業			「つどいの場」運営支援事業	
	①通年事業助成	②イベント助成	③トライアル助成	「つどいの場」活動助成	「つどいの場」保険
助成目的	年間を通じて行う地域福祉活動にかかる経費を助成する。	地域福祉の推進を目的として開催するイベントの経費を助成する。	地域福祉の推進を目的に新たに団体を立ち上げる際の経費を助成する。	身近な場所で継続的に行う住民主体の「つどいの場」活動かかる経費を助成する。	身近な場所で継続的に行う住民主体の「つどいの場」活動を安全に実施できるよう支援する。
助成対象	任意団体	任意団体及び公益的活動団体並びにこれらの団体で組織する実行委員会	任意団体	任意団体	任意団体及び公益的活動団体並びにこれらの団体で組織する実行委員会
助成条件	次の各号をすべて満たすこと。 1. 広く区民を対象とし、区内で実施している。 2.申請前に３か月以上区民を対象とした活動実績がある。	広く区民を対象とし、区内で実施している。	次の各号をすべて満たすこと。 1.助成申請年に新しく開始する団体であること。 2.広く区民を対象とし、区内で実施すること。 3.翌年度以降も活動継続の意向があること。	次の各号をすべて満たすこと。 1.広く区民を対象とし、区内で実施している。 2.概ね月１回以上開催し、５名を超える 3.申請前に3か月以上区民を対象とした「つどいの場」活動を行った実績がある。(助成金申請団体のみ)	
助成上限額	年度10万円以内	年度10万円以内かつ1回に限る	年度20万円以内	**月1～3回**活動 **年度３万円**以内 **月４回以上**活動 **年度５万円**以内	助成金も希望される場合は、「つどいの場」助成金申請の手続きもお願いいたします。
申請期間	４月			随時	
適用期間	申請月から年度末まで			申請月から年度末まで	15日までに申請した場合、翌月１日から適用 16日以降に申請した場合、翌々月１日から適用

※①・②の助成金額は、当該申請団体の前年度の決算書における支出金額（翌年度への繰越金や他団体への寄附を除く）又は10万円の少ない額とし、千円未満を切り捨てる。また、当該申請年度に事業を拡大するときは、支出金額に150/100を乗じて得た額又は10万円のいずれか少ない額を助成金額（千円未満を切り捨て）とする。

※決定金額については、審査の結果により申請金額と異なる場合があります。状況によっては２次募集を実施する可能性があります。

5 申請書類

【通年事業助成】【イベント助成】【トライアル助成】（①～③所定用紙、④～⑥書式自由）

① 地域福祉活動団体支援事業助成金申請書（第１号様式）
② 助成申請事業のあらまし（第２号様式）
③ 助成申請事業に関する収入支出予算(見込)書（第３号様式）
④ 予算経費内訳書及び見積書等説明書類
⑤ 申請団体の前年度決算書および事業報告書又はこれに類する報告書
⑥ 申請団体の事業予算書および事業計画書又はこれに類する企画書等

【「つどいの場」活動助成】

①「つどいの場」活動登録団体申請書（第１号様式）
②活動計画書（第２号様式）
③「つどいの場」活動助成金申請書（第５号様式）
④団体規約または定款等

【「つどいの場」保険】

①「つどいの場」活動登録団体申請書（第１号様式）
② 活動計画書（第２号様式）
③ 名簿（氏名・住所・電話番号の記載されたもの）

※保険・助成金両方申請する場合に重複する書類（①②第１・２号様式）は、重ねて提出する必要はありません。

6 対象となる経費

会場費	会議室、講演会場等の使用料
消耗品費	食材、文具、用紙代等
通信運搬費	切手、郵送料等
印刷費	チラシ、資料等の印刷、コピー代等
謝礼	講師謝礼等
その他事業実施に必要な経費	行事保険料、交通費、広報費等

※Web 会議ツールの費用を助成対象経費に含めます。対象経費は月額 2,200 円以内とさせて頂きます。

7 対象とならない経費

（１） 接待、土産、飲食若しくは寸志等の儀礼的又は交際費的経費
（２） 家賃、電話料及び水道光熱費等団体を維持するために必要な経費
（３） 申請団体の活動に従事する構成員及び協力者等に支給する賃金
（４） 特定の個人に帰属する経費
（５） 助成金の使途を明確にできない経費
（６） 助成金審査委員会において、助成の対象と認められない経費

8 スケジュール

3月～４月	申請受付期間（３月 15 日～４月 23 日）
６月	審査会開催、助成金交付決定通知送付
７月	助成金振込（上旬予定）
翌年３月	助成金報告書提出

＊「つどいの場」保険は上記のほかに３か月ごとの活動報告書の提出があります。

9　審査方法

申請書類に基づき審査委員会で、助成の可否・助成額を審査し、決定します。

＊助成の決定を受けた団体はチラシ等広報物に、以下の文言またはイラストのいずれかを掲載してください。

≪文言≫

本事業は、地域の共同募金を原資とした

大田社協の助成を受けて運営しています。

≪イラスト≫



※イラストのデータに関しては助成決定後、直接お問い合わせ頂ければ個別にメールにて送付させて頂きます。

10　団体の皆様へのその他の支援

団体の情報(イベント情報、ボランティア募集など)を大田区社会福祉協議会のＨＰ等で広報することが出来ます。また、印刷機・折り機を無償での利用や社会福祉センター４階会議室の利用（有料・現在は、休止中）ができます。詳細については、お問い合わせください。

また、大田区社会福祉協議会の広報誌もお送りしますので、ぜひご覧ください。

【申込み・問合せ先】

社会福祉法人　大田区社会福祉協議会

大田区西蒲田７－４９－２

大田区社会福祉センター　５階

（交通アクセス：ＪＲ蒲田駅、東急蒲田駅　西口下車徒歩３分）

TEL　０３-３７３６-２２６６

FAX　０３-３７３６-５５９０

ホームページ：https://www.ota-shakyo.jp

